

議案第3号

阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例について

阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例を次のように定める。

令和3年11月22日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田 延雄

阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 阪神水道企業団恩給条例（昭和25年条例第47号）
- (2) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例（昭和35年条例第4号）
- (3) 阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和41年条例第1号）
- (4) 昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和43年条例第1号）
- (5) 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和44年条例第1号）
- (6) 昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定等に関する条例（昭和45年条例第1号）
- (7) 昭和45年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和45年条例第5号）
- (8) 昭和46年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和46年条例第4号）
- (9) 昭和47年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和47年条例第2号）
- (10) 昭和63年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和63年条例第2号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

恩給権を有する者がいなくなったため、恩給関連の条例を廃止しようとするものである。